

那覇市地域防災計画【概要版】

本市では、東日本大震災以降において、本市として実施する防災対策について随時見直しを行ってまいりましたが、平成28年熊本地震、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨など、近年の大規模な災害からの教訓や課題、また、国の防災基本計画、沖縄県地域防災計画の動向等を踏まえ、防災対策の実効性を更に向上させるため、本市やその他防災関係機関等がとるべき対策の基本となる「那覇市地域防災計画」を改正します。



令和2年5月

那 覇 市

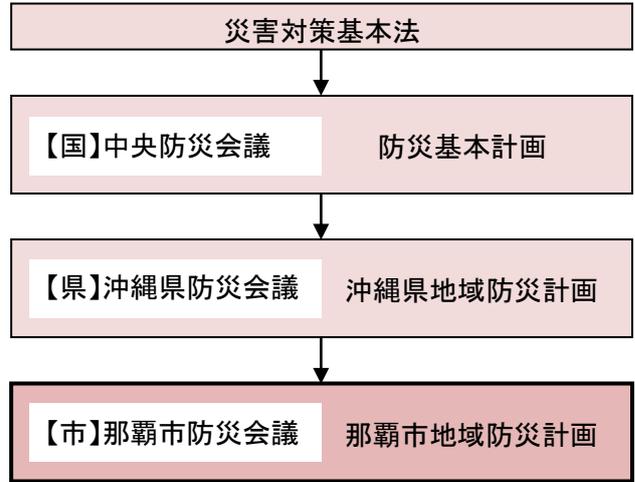
1 計画の目的・方針

1 計画の目的

那覇市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び那覇市防災会議条例第2条の規定に基づき、那覇市防災会議が作成する計画です。

本計画は、那覇市（以下、市又は本市という。）、国、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を有機的に発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に係る一連の対策を定め、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

なお、本計画は、国の防災基本計画や沖縄県の地域防災計画と整合を図る必要があります。



■ 那覇市地域防災計画の位置付け

2 計画の構成

現行の那覇市地域防災計画の課題や沖縄県地域防災計画との整合を考慮し、今回の那覇市地域防災計画では、大幅に構成を見直しています。

そのため、那覇市地域防災計画は、「1総則編」、「2災害予防計画編」、「3地震・津波応急対策計画編」、「4風水害等応急対策計画編」、「5災害復旧・復興計画編」、「6資料編」の6編で構成しています。

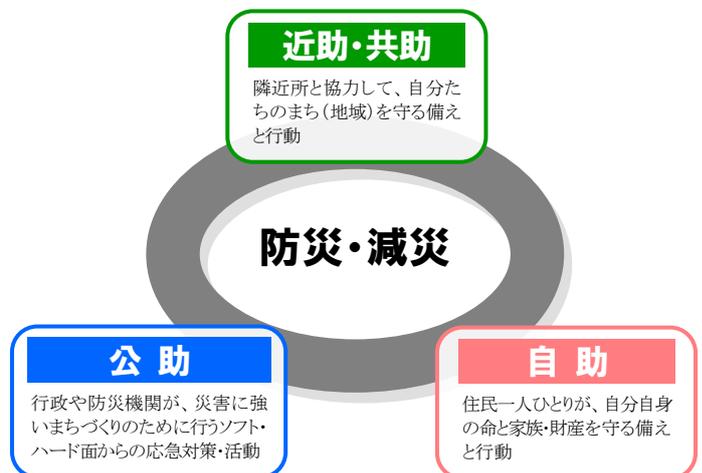


■ 那覇市地域防災計画の構成

3 見直しの方針

本市では、近年の風水害、地震災害などを教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針に、次の5つの方針に基づき那覇市地域防災計画を改正しています。

また、市民のみなさんが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「近助・共助」、そして国や市・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現を目指します。



那覇市地域防災計画の改正方針

方針1 防災の基本的考え方・基本方針の明確化

防災関係機関が処理すべき事務・業務に加え、市民や事業者等、各主体の役割(自助・近助・共助の考え方)を明確化するとともに、防災に取り組むにあたっての基本的考え方・基本方針を整理します。

方針2 情報収集・伝達体制の強化

市民が避難を開始するためには、“避難を促す情報”を得ることが第一に必要なことから、多重・多様の情報伝達手段を拡充することを基本とし、5段階の警戒レベル運用や要配慮者対応、観光危機管理対応を含めた情報収集・伝達体制を強化します。

方針3 避難支援、避難所運営体制の強化

女性や要配慮者、観光危機管理対応等の視点を加えた多様なニーズに配慮した速やかな避難支援対策を構築するとともに、中長期的な避難生活にも対応できるよう、避難所運営体制を強化します。

方針4 防災知識の普及・啓発及び地域防災力の強化

起こりうる災害及び起きている災害の状況を正しく予測・把握し、行動できるよう平常時からの啓発、教育、訓練を充実させ、市民、事業所、自主防災組織等の防災対応能力を強化します。

方針5 各種災害予防・応急対策の推進

平成28年熊本地震、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨等、近年頻発する大規模災害からの教訓や課題、国の防災基本計画、沖縄県地域防災計画の動向等を踏まえ、防災対策の実効性を更に向上させるとともに、本市の関連する個別計画やマニュアル等とも整合を図り、各種災害予防・応急対策を推進、強化します。

2

想定する災害

那覇市地域防災計画は、本市における地形、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を以下のように想定しています。

■ 本市における想定災害

1. 地震災害(津波災害、液状化を含む)

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

2. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低地部等の排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

3. 土砂災害

- 台風に伴う大雨や地震によるがけ崩れ・土石流・地すべりによる災害

4. 大規模事故

- 大規模な交通事故(道路事故、鉄道事故)
- 航空機事故
- 大規模な火災

5. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害

6. 海上災害

- 船舶等による油流出事故
- 海難事故

7. 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

3

災害予防計画

災害予防計画は、災害が発生する前の対策を示した計画です。本市では、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いまちづくり」、「災害に備えた防災体制づくり」の視点から各種対策を定めています。

1 災害に強いひとづくり

地域住民や自主防災組織、企業による防災力の向上を推進し、地域防災力の向上を図ります。

また、要配慮者対応、観光危機管理対応を充実し被災者等の多様なニーズにきめ細やかに対応するため職員の防災対応力の向上を図るとともに、人材育成を含めた災害ボランティアの育成にも努めます。

- 自主防災組織による防災力の向上
- 企業による防災力の向上
- 市民の防災意識の向上
- 職員の防災力の向上
- 災害ボランティアの育成
- 防災訓練等の実施・検証

2 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるため、適正な土地利用の誘導や市街地の整備を推進するとともに、公園・緑地等の整備などオープンスペースの確保を図ります。また、人員、物資の緊急輸送に関し重要な役割を担う緊急輸送路ネットワークを整備するとともに、施設管理者と連携し港湾及び空港の整備に努めます。防災拠点となる公共施設の整備、建築物の耐震化を推進するとともに、上下水道、通信、電力、都市ガス等のライフラインの耐震化などの安全対策を事業者と連携し進めます。

- 適正な土地利用と市街地の整備
- オープンスペースの確保
- 緊急輸送路ネットワークの整備
- 漁港・海岸・港湾・空港の整備
- 防災拠点等の公共施設の整備
- 上下水道、通信、電力、都市ガス等のライフライン施設の整備
- 建築物の耐震化、倒壊物・落下物対策
- 津波避難体制の整備、津波に強いまちの形成
- 土砂災害対策の推進

3 災害に備えた総合防災体制づくり

初動体制の強化、防災関係機関との協力体制の強化、個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実など、災害応急活動体制の整備を推進します。また、情報の収集・伝達、災害時の広報、災害時の相互協力・応援体制、消防・救急・医療体制などの総合防災体制の整備を進めます。さらに、避難場所の指定・整備、避難所の運営、避難誘導體制などの避難対策を充実するとともに、要配慮者支援体制を確立します。

- 初動体制を含む災害応急活動体制の整備
- 情報の収集・伝達体制の整備・強化
- 災害時の広報体制の整備・強化
- 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化
- 消防・救急・医療体制の整備
- 避難場所の指定・整備
- 避難誘導體制の整備
- 緊急輸送体制の整備
- 物資調達体制の整備
- 応急給水体制の整備
- 災害廃棄物・し尿処理体制の整備
- 公衆衛生対策等実施体制の整備
- 災害時「住」対策実施体制の整備
- 高齢者・障がい者等の支援環境整備
- 外国人・観光客等の支援環境整備
- 応急教育体制の整備

4

災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害発生時に迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、市及び関係機関が実施する様々な応急対策を示した計画です。

1 災害応急活動体制

本市では、地震・津波、風水害等の災害発生時に迅速かつ的確な初動対応を実施するため、次の組織、配備体制を確立し、災害応急活動を遂行します。

■災害別の配備基準及び活動内容

配備体制		警戒配備 (警戒本部)	第1配備 (災害対策本部)	第2配備 (災害対策本部)	第3配備 (災害対策本部)
配備基準	地震・津波	▼那覇市に津波注意報が発表された場合 ▼市内で震度4の地震が観測された場合	▼那覇市に津波警報が発表された場合 ▼市内で震度5弱の地震が観測された場合	▼那覇市に大津波警報が発表された場合 ▼市内で震度5強の地震が観測された場合	▼市内で震度6弱以上の地震が観測された場合
	風水害等	▼那覇市に警報(大雨、洪水、暴風、高潮)が発表された場合	▼那覇市に警報(大雨、洪水、暴風、高潮)が発表された場合	▼広範囲にわたる災害が発生すると予想される場合	▼市全域に災害が発生すると予想される場合
主な活動内容	《地震・津波》 ○情報連絡 ○水辺からの退避呼びかけ ○海岸部の避難誘導 ○被害状況の把握 ○県への報告	《地震・津波》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○災害の警戒 ○応急復旧	《地震・津波》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○県・消防庁への報告 ○被災者・避難者の救出、救護、救援 ○応急復旧	《地震・津波》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○救出、救護 ○被災者・避難者救援 ○応急復旧	《地震・津波》 ○災害応急対策の全活動
	《風水害等》 ○情報連絡 ○巡視 ○河川・崖地・海岸部の警戒 ○水防活動	《風水害等》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○災害の警戒 ○応急復旧	《風水害等》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○救出、救護 ○被災者・避難者救援 ○応急復旧	《風水害等》 ○情報連絡 ○被害状況の把握 ○救出、救護 ○被災者・避難者救援 ○応急復旧	《風水害等》 ○災害応急対策の全活動
配備要員	《地震・津波》 ◎警戒配備要員	《地震・津波》 ◎第1配備要員 (課(室)長)	《地震・津波》 ◎第2配備要員 (職員の半数)	《地震・津波》 ◎第3配備要員 (全職員) ◎関係職員	
	《風水害等》 ◎警戒配備要員	《風水害等》 ◎第1配備要員 (課(室)長)	《風水害等》 ◎第2配備要員 (職員の半数)	《風水害等》 ◎第3配備要員 (全職員) ◎関係職員	

2 災害応急活動

本市では、配備体制を確立し、災害や時期に応じた災害応急活動を実施します。市単独では十分な対応が困難な場合は、県や他市町村、自衛隊等に対して応援や協力を要請します。

(1) 情報の収集・伝達、災害警戒

災害発生時に被害の状況を早期に把握するとともに、災害時の通信連絡系統に基づき市民、事業所、観光客などのみなさんへ、地震・津波に関する情報、気象情報、土砂災害警戒情報などを伝達します。

(2) 災害の広報

報道機関等と連携し、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の方々へも配慮のうえ、避難に関する情報、交通の状況、ライフラインの状況、飲料水・食料等の生活救援情報などの広報を行います。

観光客等へは、「那覇市観光危機管理計画」に基づき、迅速かつ確実な情報発信を実施します。

(3) 相互協力・応援要請

災害から市民の生命を保護し、被害を軽減するため、自衛隊、県、応援協定機関・団体・他自治体、民間企業等へ協力・応援要請を行います。また、那覇市社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターへの支援を行い、ボランティア活動が円滑に実施できるようにします。

(4) 避難対策

災害が発生した場合や発生するおそれのある場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令し、特に要配慮者の安全に留意して避難誘導を実施します。また、要配慮者にも十分に配慮した良好な避難生活環境を確保しつつ、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズに配慮のうえ、避難所を利用する方々の自主運営を基本に避難所を運営します。

なお、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供等の在宅避難者の支援も行います。



(5) 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者支援計画等に基づき、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行います。必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者等の支援ニーズを把握のうえ、巡回ケアサービス、広報活動、生活相談支援などを行います。また、観光客に対しては、県、OCVB、市観光協会と連携し、避難所等の安全な場所に誘導し、「那覇市観光危機管理計画」に基づき迅速かつ確実な情報発信を行うとともに、帰宅支援を実施します。

(6) 消防・救急・救助活動

災害から住民の生命を保護し、被害を軽減するため、那覇市消防局が中心となって消防団や自主防災組織と連携し、効果的な救出・救助活動及び消火活動を実施します。自らの消防力では活動が困難な場合は、沖縄県消防相互応援協定に基づき他の消防機関に対して応援を要請します。

(7) 災害時の医療救護

市は、県及び医療関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な助産を含む医療救護活動を行います。医薬品・資機材を調達するとともに、応急・臨時救護所、助産所を設置することにより、負傷者や病人の医療・救護、助産活動を実施します。また、大規模な災害が発生したときや避難生活が長期化する場合には、心のケア対策に取り組みます。

(8) 生活救援対策

災害によって飲料水や食料を確保できない市民のため、緊急給水等の給水活動、食料等の応急配給、炊き出しの実施、生活必需品等の供給を実施します。また、義援物資、義援金の受入れ・配分、災害時の総合相談窓口の設置、り災証明書の発行、被災者台帳の作成などを行います。

(9) 災害時における「住」対策

被災建築物について応急危険度判定を実施し、必要と認める場合には、被災住宅の応急修理などを行います。また、災害によって住家を失った被災者の方々に対して、応急仮設住宅、福祉仮設住宅の建設、公営・民間住宅の空き家活用などにより、住宅を提供します。

(10) 災害時の環境・衛生対策

「那覇市保健所災害対応マニュアル」等に基づき、食中毒対策、避難所等の保健衛生活動、被災地の防疫活動、ペットの対応、災害廃棄物の処理、遺体の処理・埋葬などの活動を行います。

(11) 応急教育・応急保育

災害時には園児、児童、生徒などの安全確保に努めるとともに、安否確認を実施します。施設の被害状況を確認のうえ、応急教育や応急保育の措置を講じます。また、文化財については、被害状況の調査、復旧計画等を実施します。

(12) 災害時の警備対策

災害に乗じた犯罪への対応として、那覇・豊見城警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、被災地の警備・防犯活動を行います。

(13) その他の活動

その他、ライフラインや都市施設の応急対策、農水産物の応急対策、道路災害対策、危険物等対策、海上災害対策、不発弾処理対策、那覇空港災害対策、放射能災害対策などの災害応急活動を実施します。

5 災害復旧・復興計画

1 市民生活安定のための緊急措置

市は、被災者の生活相談や被災証明の発行など、可能な限り細やかな対応に努めます。また、雇用の確保、災害弔慰金等の支給、生活資金の融資、市税の減免、住宅復興資金の融資及び災害公営住宅の建設など市民が早期に生活の安定を図ることができるよう支援します。さらに、観光産業の早期復興を図るため、県、沖縄、観光関連団体・事業者等と連携し、情報の収集及び発信を行います。

2 災害復旧事業

市は、災害が発生した場合に関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況などを的確に把握し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

3 災害復興事業

市長を本部長とする「那覇市災害復興本部」を設置し、地域のコミュニティや男女共同参画の視点を踏まえ、国・県等と連携し、災害復興基本計画を策定します。事業の実施にあたっては、関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

那覇市地域防災計画【概要版】

令和2年5月

那覇市 総務部 防災危機管理課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 市庁舎5階

電話:098-861-1102 ファックス:098-862-0614

E-mail:BOUSAI@city.naha.lg.jp